

税務署長 殿
 〒 年 月 日 提出
 住 所 氏 名
 (居所) 職業 電話()

この欄には
書かないで
ください。 索引番号

平成 年分 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
 なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の 原因	被害を 受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損 害 額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B-C) D	損害割合 (D/A) E
		住宅					% ①
		家財					% ②

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
 なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 A	必要経費等 B	事業専従者 控 除 額 C	所得金額 (A-B-C)
			円	円	円	円
合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)						円

3 徴収猶予期間
又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の
 名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

(裏面を参照)	徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等	銀行	本店・本所
	から	円	金庫・組合	出張所	
	まで		農協・漁協	支店・支所	
		※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	預金	口座番号	
			ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	貯金口座の記号番号	
			ハ 郵便局等窓口		

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合
 には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額 (内訳は別紙のとおり。)	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日	所在地 _____ 給与等又は公的年金等の支払者の 名 称 _____

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信 日 付 印	確 認 印
決裁							年 月 日	
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	(摘要)	
	住宅	円	円	円	円	%		
処理区分	還 付	承認・却下	(還付税額) 円		却下事由			
	徴収猶予	承認・却下	(猶予期間) 自 . . . 至 . . .	(猶予税額) 全額・半額				

(規格 A 4)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は

災害（注1）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注2）又は家財（注3）について、その価額の50%以上の損害（注4）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注5）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は

- (1) 給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税（徴収猶予と還付）
 - (2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税（徴収猶予）です。
- なお、(1)の給与等には日雇給与（注6）を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は

(1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え750万円以下の場合	イ その年6月30日以前に被災した場合 被災した日から6か月間	ありません。
	ロ その年7月1日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年7月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
	ハ イ、ロの方法にかえて、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受ける給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることもできます。	このハの徴収猶予を受けた場合には、その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証票が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証票を給与等の支払者に提示すれば、証票に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え750万円以下の場合	イ その年6月30日以前に災害を受けた場合 被災した日から6か月間
	ロ その年7月1日以後に災害を受けた場合 被災した日からその年12月31日までの期間
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4 この申請書の提出先や提出期限などは

(1) この申請書の提出先は

イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を経由して申請者の納税地の所轄税務署長（注7）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別葉で申請してください。）

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）

ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ 給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の呈示をして支払を受けるものから

ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した後に支払を受けるものからそれぞれ徴収猶予されることとなりますから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは

それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者ともにその旨通知されます。ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは

その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面4欄）に所要の記載をしたうえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）。

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき）は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7 申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、すべて確定申告で税額の清算をすることになっています（年末調整は行うことはできません。）。

(注) 1 「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

2 「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもありますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

4 「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください。）し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたが、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。

6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日額表丙欄により所得税を徴収される給与等）をいいます。

7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください。）。